

京都府議会 2017 年 9 月定例会

|               |   |
|---------------|---|
| 山内よし子議員の議案討論  | 1 |
| 島田 敬子議員の意見書討論 | 5 |

●京都府議会 2017 年 9 月定例会で、山内よし子議員、島田敬子府議が行なった討論を紹介します。

議案討論

山内 よし子議員 (日本共産党・京都市南区)

2017 年 9 月 29 日

日本共産党の山内よし子です。ただいま議題となっております議案 14 件について、第 2 号議案、第 3 号議案、第 5 号議案の 3 件に反対し、他の議案 11 件について賛成の立場で討論を行います。

最初に第 2 号議案「京都府府税条例及び京都府手数料徴収条例一部改正の件についてです。

本議案は、国において「不動産特定共同事業法」が改正され、規制緩和により、「小規模不動産特定共同事業」が新設されたことにより、京都府府税条例及び京都府手数料徴収条例の一部を改正するものです。そもそも「不動産特定共同事業法」は 1990 年代のバブル期の投機的な不動産取引で投資被害が多発したことをうけて参入規制を資本金 1 億円以上としていましたが、今回の法改正により 1 千万円以上へ大幅に引き下げたうえ、許可制を登録制に変更しました。国民を不動産投資へとあおり、地域住民不在の開発事業を促進しかねないものです。現在でも違法民泊の建設や外国資本による無秩序な開発によって、「路地 8 軒のうち 5 軒が民泊で安心して住んでいられない」「火事などが心配」などの声が、連日のように私どもに寄せられています。

「小規模不動産特定共同事業」を設け、不動産投資をあおりつつ、本府の不動産取得税を減免するようなことに、府民の理解は得られません。よって反対です。今必要なことは地域住民が安心してすみ続けることのできる支援です。

次に第 3 号議案、地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例一部改正の件についてです。

本条例は、農村地域工業等導入促進法の改正によるものですが、法改正は安倍内閣の農業の構造改革、農地の集積、集約化をはかる政策の中で、農村地域に大規模商業施設などの立地を促進しようとするものです。そのため農地転用の特例や農振法の農用地区域からの除外をはじめ、農業用地等を産業用地に譲渡した場合の所得税の軽減や低利融資、関連する予算措置の拡充などが図られようとしており、安易な農地転用や農地つぶしが進められる危険があり反対です。今行すべきは、所得保障と価格補償対策を確立し、家族農業や集落営農と農地を守り、農業の再建をはかることです。

第 5 号議案は府立府民の森のキャンプ場をリニューアルすることに伴って、利用料を引き上げ、既存エリアでは 3 倍もの大幅値上げとするものです。「近隣施設とのバランス」との理由ですが、子どもたちや一般利用者にとって過大な負担を求めるものであり反対です。

また、第 1 号議案については、全体として賛成するものですが、数点指摘します。今回、スタジアム着工を前提としてアユモドキの保全対策のための予算が組まれているようですが、そもそもアユモドキの保全対策はスタジアムの建設如何にかかわらず必要なものです。ところが 3 年以上前からアユモドキの予防保全対策や広域的な保全対策について専門家などが要望していたにもかかわらず、スタジアム建設着工間近まで放置していたことは問題です。スタジアム建設によりアユモドキの絶滅リスクが高まることは確実であり、スタジアム建設着工を前提として、こうした予算を提案することには反対です。

また、宿泊施設安心・安全確保事業についてはこれまで優良に運営されてきた民泊や簡易宿泊所ではなく、問

題が多発している新たな簡易宿泊所の整備に対し、府が補助金を打つものであり問題です。府庁第3号館整備計画策定費についてですが、直営か、PPP事業の活用か、どちらが効率的で有効に整備できるかを比較検討して進めるとしています。PPP、PFI事業は、安倍内閣が「日本再興戦略改定2015」で「民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすもの」として全国の地方自治体に取り組みの強化を求めているものです。府庁3号館の整備は、耐震化とともに住民福祉向上のために行政機能を強化することを目的に行われなければならないものです。特定の民間企業のために府庁の建物を提供することはあってはならず、PPP事業の活用は行うべきでないときびしく指摘しておきます。

次に、文化庁移転施設計画策定費についてです。そもそも文化庁の京都移転は、国が責任を持ち、歴史的な文化財の保護や文化芸術の発展のために考えられるべきものであり、文化財や文化芸術を地方創生に活用することを主眼とすべきではありません。

補正予算案では、京都府が警察本部本館の改修増築を行い、整備費用は、京都府や京都市が応分の負担を行い、文化庁から長期的に返済してもらうということですが、地元がどれだけ応分の負担をするか一切明確ではありません。そもそも文化庁が京都に移転する費用や職員の配置は国が責任を負うべきであります。

第7号、8号、9号議案は府の保健環境研究所と京都市環境衛生研究所との合築工事に関する議案ですが、今日放射線や水質、食品の安全対策など、府民の安心安全に直結する役割が増す中で、現場職員の意見をきちんと反映し、それぞれに機能を強化していくことが求められています。安易なリストラ、合理化に進むことがないよう、求めておきます。

なお、第19号議案は今回の台風18号による災害に対応したものであり、賛成です。わが党議員団は、台風18号被害の直後に被災自治体に入り、市町の議員団とともに、被害の状況と被災者の要望を掌握するための緊急調査を行い、20日に府知事宛に緊急の申し入れを行ったところです。

今回、助成制度の適用要件が拡充され、一步前進だと考えますが、今後の災害にも適用していただきたいと思えます。また実態把握を急いでいただきたいこと、柔軟で速やかな対応をしていただくこと、床下浸水などを対象とすること、府の助成制度の周知徹底を図っていただくことを求めておきます。さらに、こうした要望に対応していただくためにも職員体制を強化されるよう要望します。以上で討論を終わります。

## 意見書討論

### 島田 敬子議員（日本共産党・京都市右京区）

日本共産党の島田けい子です。ただいま、議題となっています意見書案 15 件のうち、3 党派提案の「主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書」案「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」案に反対し、他の 13 件は賛成の立場から討論を行います。

まず、我が党提案の意見書案「北朝鮮の核・ミサイル問題の平和的・外交的解決を求める意見書」案、「核兵器禁止条約への参加・批准を求める意見書案」「安保法制廃止と安倍政権の下での憲法九条改悪反対に関する意見書」案についてです。

まず、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射など、国際世論を無視し、世界と地域の平和と安定を脅かす、危険な軍事的挑発を繰り返していることに対し、厳しく抗議するものです。いま最も危険なのは、米朝間の軍事的緊張がエスカレートしていく中で、当事者の思惑や意図にも反し、偶発的な事態などで武力衝突につながる現実的な可能性が生まれ、強まっていることです。そんなことになれば深刻な被害を受けるのは韓国と日本です。このような事態は絶対に避けなければなりません。

軍事的衝突の危険の高まりを危惧し、世界各国から「制裁だけでは解決できない」と対話を求める声上がり、国連総会では、ドイツ、フランス、韓国など、多数の諸国の首脳が対話による平和的解決を呼びかけています。ところが、安倍首相は、対話を否定する演説を行い、「すべての選択肢はテーブルの上にある」などと、軍事力行使の選択を突きつけるトランプ米大統領に追随する世界でも異常な姿勢となっています

さらに、「安保法制をつくって本当に良かった」などとのべ、国民の知らないうちに、安保法制・戦争法を発動し、北朝鮮への警戒・監視を続ける米艦船の「防護」や「給油」を行うことは、米朝の武力衝突に自動的に参戦する危険性を拡大し、日本を危険にさらすもので到底容認できません。

こうした態度を根本的にあらため、9 条をもつ日本政府こそ、『対話による平和的解決』のイニシアチブを発揮すべきです。そして、安保法制・戦争法はきっぱり廃止すべきです。

さて、7 月 7 日、歴史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、国連加盟国の 3 分の 2、122 カ国の賛成で採択され、9 月 20 日からは、国連本部で条約に対する署名が開始されました。今日現在、53 カ国が署名し、批准した国は 3 各国となっています。各国での議論を経て、50 カ国が批准してから 90 日を経て発効します。早期の発効が期待されるなか、同条約に一貫して反対し、署名式にも欠席した日本政府に世界各国、何より、いのちがけで被爆の実相を訴え続けた被爆者の失望と怒りの声が上がっています。

国際社会が核兵器を違法化し、「悪の烙印」を押す方向に進むことは、北朝鮮を孤立させ、核開発を放棄させる大きな力となり、日本政府も、核兵器禁止条約に参加することによって、強い立場で北朝鮮に「核兵器開発委を止めよ」と迫れることとなります。日本政府が、世界で唯一の戦争被爆国としての役割と責任を自覚し、条約に参加し、早期の批准を求めるものです。

安倍首相は、国会解散表明の記者会見で、宿願である憲法 9 条改悪には一切触れませんでした。直後の NHK の番組では、憲法九条への自衛隊明記を自民党の選挙公約にすると明言しました。これは、自衛隊の追認にとどまらず、憲法違反の安保法制＝戦争法を「合憲化」し、9 条 2 項の死文化によって無制限の海外での武力行使まで可能にしようとするもので、平和を願う圧倒的多数の国民の声に真っ向から逆らうものです。戦後 72 年、戦争で一人の外国人の命も日本の若者の命も奪われることがなかったのは平和憲法があったからであり、そうした戦争のない平和な日本と世界を子や孫たちに手渡すために、皆さんの賛同を求めるものです。

次に、「介護保険制度の改悪を撤回し、公的支援の拡充を求める意見書」案、「国民健康保険制度の国庫負担増額等を強く求める意見書」案、「消費税 10% への増税中止を求める意見書」案についてです。

安倍政権は、この間、「医療・介護総合法」や「医療保険改革法」等、公的医療・介護制度を土台から変質させる改悪を強行し、2008 年度から、本格始動をさせようとしています。

平成 30 年度から「国民健康保険の都道府県単位化」がスタートします。現在の国保の加入世帯は、非正規労働

者や年金生活者、無職の人が8割を占め、他の公的医療保険と比べて低所得化する構造的問題を抱えています、これを解決するためには国庫負担を抜本的に引き上げることが不可欠です。住民の命を守るはずの公的医療保険が、過重な保険料負担で住民・被保険者を苦しめ、無慈悲な保険証の取り上げや問答無用の差し押さえで貧困に追い打ちをかける現状を改める必要があります。

さらに、「医療介護総合法」や「地域包括ケアシステム強化法」により、「要支援1・2」の介護サービスを保険給付から外し、無資格者がおこなう「基準緩和サービス」への置き換えや、「卒業」の名による強引なサービス縮小などをすすめ、給付適正化をすすめる自治体に優先的に予算を配分する等、全自治体を巻き込んだ給付費削減競争が進められていることも問題です。

「地域共生社会」の名目で、『我が事・丸ごと』地域づくり・体制の整備をすすめるとして、国や自治体が地域福祉から手を引き、地域住民の「自助・互助」に役割を押し付けることは許されません。

さて、安倍首相が解散の口実として急きょ「消費税10%の増税分の一部を教育・子育てにまわす」と言いました。消費税は高齢化社会のためといいながら、これまで述べてきたようにあらゆる社会保障の改悪を進めながら、今度は、中身も定かでない「教育・子育て」というオブラートにくるんで、2度も延期してきた10%という「毒薬」を今度こそ国民に飲み込ませようという魂胆です。批判の強い消費税増税を国民に押し付けることは許されません。消費税は所得の低人ほど負担が重くなる最悪の逆進税制で、子育て世代や若者世代に一番打撃を与える税金です。家計消費が低迷していることを見ても、10%への増税が家計や経済に深刻な打撃を与えることは明らかであり、きっぱり中止すべきです。社会保障を支える財源は、応能負担の原則を貫き、安倍政権発足後だけでも4兆円にもなる大企業減税や優遇税制、大株主優遇の不正税制を是正し、タックスヘイブンを利用した「税逃れ」を許さないこと等、儲けにふさわしい税金を払ってもらうことで可能です。

次に、「すべての原発の稼働中止を求める意見書」案についてです。

原子力規制委員会が新潟県の東京電力柏崎刈羽原発6・7号機について、規制基準に適合するとの審査書案を公表しました。福島県や新潟県民が「福島を忘れたのか」と怒りの声をあげています。米山隆一知事が福島原発事故の検証が終わるまで再稼働の議論をするつもりはないと明言しています。事故原因の究明の途上であり事故を起こした当事者の東電に、しかも事故を起こした福島第一原発と同じ系の沸騰水型原発の再稼働を認めるなど到底許されません。しかも、再稼働させなければ福島原発の廃炉費用が確保できないと公言してはばからない東電や、再稼働を推進する安倍政権の姿勢は、安全より、儲け優先そのものです。

また、関西電力も、今年5月、6月に高浜3・4号機の再稼働を強行し、来年早々には大飯3・4号機の再稼働、さらに高浜1・2号機、美浜3号機の運転延長で老朽化した原発も動かすという危険極まりない道を突き進んでいます。核燃料サイクルも破たんし、使用済み核燃料どのように処理するのかも決まっていません。福島原発事故後、全国の原発が停止しても電力不足は起きていません。再生可能エネルギーは15%も増え、省エネ野進みました。原発推進に固執する計画には道理がありません。

次に、「働き方改革」に関する意見書案についてです。

2015年度に過労死・過労自殺の労災認定が189件に上るなど、日本の長時間労働・過労死の状況は悪化し続けています。ところが、安倍政権がすすめる「働き方改革」は、過労死水準（月100時間・年720時間）の残業を合法化し、残業代ゼロ制度の導入をめざすもので、長時間労働を固定化し悪化させるものとなっています。長時間労働は、働く人の身体と心の健康を傷つけ、家族や子育て、地域社会など日本社会の健全な発展にも大きな妨げになっています。

いま必要なのは、残業時間を例外なく大臣告示の「週15時間・月45時間・年360時間以内」に規制し、割増残業代の支払い強化を行うとともに、違法行為への監視体制と社会的制裁を強化し、労働者や家族らの告発に迅速に対応できるよう、労働基準監督官の増員など体制や社会的制裁を強化することです。

次に、「米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書」案についてです。

安倍政権は2018年度から、最低限の生産費を支える農業者戸別所得補償制度を全廃しようとしています。京都の農業、日本の農業に壊滅的打撃を与えるもので、許されません。米価が生産費を大きく下回る水準に下落する中、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」との悲鳴の声が出されています。稲作経営が成り立たないばか

りか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済がますます困難に直面することは明らかです。今必要なのは、底力を持っている日本の農業を発展させ、家族経営の農家の経営を守り、水田の環境保全、国土保全、安全で美味しい食料提供と農村地域集落を支える地域づくりの役割発揮ができるよう農家を支援することです。欧米では当たり前となっている農業経営を下支えする政策を確立し、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めるものです。

次に、「北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書」案についてです。

すでに、北陸新幹線の延伸事業が始まっている富山県や長野県、石川県等、巨額の事業費を抱え込んだ上に、企業進出をあてに整備した駅前の土地は空き地のままに放置されたり、在来線が第3セクターになって住民の生活の足が奪われ、人口流出を招くなど、様々な問題が噴出していることはすでに、我が党議員が何度も指摘しているとおりです。環境破壊や住環境に対する影響への懸念についても何ら説明責任を果たされていません。2兆円を超える大型開発事業を住民不在で安易に決めてなりません。人口減少や厳しい財政、将来世代に負担を残さないとして、住民の身近な公共施設を今後30年間で20%も削減する公共施設整備計画をすすめながら、将来世代に巨額の借金を押し付ける「延伸」計画は市民の納得をえることはできません。

次に、3党派提案の「主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書」案についてです。18歳選挙権の実現は、高校生が主権者としての自覚を高め、政治的教養を深める契機となることが求められます。児童・生徒が真に政治的教養を育むためには、学問の自由、表現の自由、思想・良心の自由などが全面的に保障された環境が必要です。また、教育の条理に基づき、教職員の教育活動の自由が保障されるべきはいうまでもありません。

ところが、文部科学省は通知で「生徒による政治的活動等は、必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける」として権限を校長に委ねたり、「教員は個人的な主義主張を述べることを避ける」として教員の地位利用の概念を無限定に広げるなど、政治的中立を口実にして、児童・生徒や教職員に保障された活動に制限を加えており、反対です。

尚、3党派提案の「私学教育に関する意見書(案)」は、生徒の教育を受ける権利を保障する立場から保護者負担の軽減を実現し、私学教育の充実を図る立場から賛成します。

次に、「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書」案についてです。安倍政権は新たな成長戦略「未来投資戦略2017」を閣議決定し推進しています。成長戦略には財界の意向が直接反映され、企業利益を優先することを基本にし、プログラミング教育を初等教育から取り入れることを明記しており、個人の発達が目的の教育が、企業に適応できる人材育成の場に変質することになりかねません。また、AI(人工知能)などの先端技術は社会進歩の可能性を広げる一方で、使い方次第で人類にとって脅威にもなるもので、子どもの成長を阻害するものとして学校現場からも批判の声があがっています。よって、この意見書には反対です。

## 知事提出議案の議決結果

| 議案<br>番号 | 件名                             | 議決<br>月日 | 議決<br>結果 | 賛否の状況 |    |    |    |    |
|----------|--------------------------------|----------|----------|-------|----|----|----|----|
|          |                                |          |          | 共産    | 自民 | 民進 | 公明 | 維新 |
| 第1号      | 平成29年度京都府一般会計補正予算(第2号)         | 9月29日    | 原案<br>可決 | ○     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第2号      | 京都府府税条例及び京都府手数料徴収条例一部改正の件      | 9月29日    | 原案<br>可決 | ×     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第3号      | 地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例一部改正の件 | 9月29日    | 原案<br>可決 | ×     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第4号      | 京都府立青少年海洋センター条例一部改正の件          | 9月29日    | 原案<br>可決 | ○     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第5号      | 京都府立府民の森条例一部改正の件               | 9月29日    | 原案<br>可決 | ×     | ○  | ○  | ○  | ○  |

|      |  |        |          |   |   |   |   |   |
|------|--|--------|----------|---|---|---|---|---|
| 第6号  | 京都府府営住宅条例一部改正の件                                | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第7号  | 京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)工事請負契約締結の件(主体工事)   | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第8号  | 京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)工事請負契約締結の件(電気設備工事) | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第9号  | 京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)工事請負契約締結の件(機械設備工事) | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第10号 | 東中央線街路工事委託契約締結の件                               | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第11号 | 国宝知恩院本堂保存修理受託工事請負契約締結の件                        | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第12号 | 財産取得の件   | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第13号 | 京都府自転車安全利用促進計画変更の件                             | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第19号 | 平成29年度京都府一般会計補正予算(第3号)                         | 9月29日  | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第20号 | 平成29年度京都府一般会計補正予算(第4号)                         | 10月12日 | 原案<br>可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

## 議員提出議案の議決結果

| 意見書<br>案<br>番号 | 件名                              | 議決<br>月日 | 議決<br>結果 | 賛否の状況 |    |    |    |    |
|----------------|---------------------------------|----------|----------|-------|----|----|----|----|
|                |                                 |          |          | 共産    | 自民 | 民進 | 公明 | 維新 |
| 第1号            | 主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書         | 9月29日    | 原案<br>可決 | ×     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第2号            | 食品衛生管理の国際標準化を求める意見書             | 9月29日    | 原案<br>可決 | ○     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第3号            | 私学教育の振興に関する意見書                  | 9月29日    | 原案<br>可決 | ○     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第4号            | 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書 | 9月29日    | 原案<br>可決 | ×     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第5号            | 地域の中小企業への支援充実を求める意見書            | 9月29日    | 原案<br>可決 | ○     | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 第6号            | 北朝鮮の核・ミサイル問題の平和的・外交的解決を求める意見書   | 9月29日    | 否決       | ○     | ×  | ×  | ×  | ×  |

|      |                                |       |    |   |   |   |   |   |
|------|--------------------------------|-------|----|---|---|---|---|---|
| 第7号  | 核兵器禁止条約への参加・批准を求める意見書          | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第8号  | 安保法制廃止と安倍政権の下での憲法9条改悪反対に関する意見書 | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第9号  | 消費税10%への増税中止を求める意見書            | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第10号 | 介護保険制度の改悪を撤回し、公的支援の拡充を求める意見書   | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第11号 | すべての原発の稼働中止を求める意見書             | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第12号 | 国民健康保険制度の国庫負担増額等を強く求める意見書      | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第13号 | 北陸新幹線延伸計画の中止を求める意見書            | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第14号 | 米の生産費を償う価格下支え制度の確立を求める意見書      | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |
| 第15号 | 「働き方改革」に関する意見書                 | 9月29日 | 否決 | ○ | × | × | × | × |

### 主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。1945年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革である。18歳選挙権の実現は、若年層の社会参加、政治参加を推進させ、民主主義をさらに発展させるためにも、大いに期待されるものである。

については、国におかれては、18歳選挙権を契機として、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する自立した市民としての能力を育てるための初等中等教育段階からの主権者教育確立とともに、多様化する暮らしの形態を踏まえた国民の投票機会の拡充を推進するため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 総務省と文部科学省は、高等学校等における政治的中立や選挙等に関する学習内容の充実を図るとして、副教材等を作成し配布しているが、それにとどまることなく、教育現場が安心して主体的、積極的に主権者教育を進めることができるような仕組みづくりを行うこと。
- 2 増加する休日労働者など、有権者の生活行動を踏まえた投票機会の拡大へ向けた共通投票所の設置や、投票の利便性向上のための大規模商業施設内や駅近辺などへの期日前投票所の増設に向けて、適切な財源の確保や投票時間の弾力化等を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

## 食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCPが義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入が遅れている。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性の更なる向上のために、HACCPによる衛生管理の制度化等の食品安全規制の見直しを進めている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売上げが100億円以上の大手企業だけでみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り、直ちに規制できないなどの課題がある。

更には、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がない。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るべきである。

ついては、国におかれては、次の事項について早期に実現されるよう強く求める。

- 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取り組みを進め、衛生管理を「見える化」すること。
- 2 HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け、取り組みを進めること。
- 3 全ての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
- 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
- 5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

衆議院議長 大島 理 森 殿  
参議院議長 伊 達 忠 一 殿  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿  
農林水産大臣 齋 藤 健 殿  
内閣官房長官 菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治



## 私学教育の振興に関する意見書

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

現在、我が国ではグローバル人材育成への対応と、教育におけるICT（情報通信技術）化の推進の観点から、「新しい教育」の展開に向け、様々な教育改革が進められている。

しかしながら、私立学校が国の主導する「新しい教育」に対応するには、身を切るような経営努力と保護者の経済的負担の軽減に努力してきた現下の厳しい状況の中では、おのずと限界があり、残された手立ては授業料の増額によるほかなく、これでは公私間の負担格差の拡大につながる懸念される。

また、子どもたちの安心、安全は国の責務として、東日本大震災及び熊本地震の教訓から、学校施設の耐震化は急務であり、私立学校の耐震化の促進に更なる支援が必要である。

我が国の将来を担う子どもたちの学校選択の自由を実質的に保障し、国の主導する「新しい教育」に、公教育機関である私立学校が対応するためには、公立に比べてはるかに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置を拡充するとともに、保護者の経済的負担の軽減などを図ることが強く求められている。

ついては、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学教育振興の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

衆議院議長大島理森殿  
参議院議長伊達忠一殿  
内閣総理大臣安倍晋三殿  
財務大臣麻生太郎殿  
総務大臣野田聖子殿  
文部科学大臣林芳正殿  
内閣官房長官菅義偉殿

京都府議会議長 村田 正治

## 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI（人工知能）の開発など、近年におけるICT（情報通信技術）の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は、世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ICTスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でICT人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミング教育が小学校において導入されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるICT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度ICT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能はおのずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の登用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校におけるICT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。また、一部の基礎自治体（千葉県柏市など）においては、小学校でのプログラミング授業を先行して実施されているが、それらの取組との整合性を図るとともに、その他散見される課題の解決が必要である。

については、国におかれては、次の事項について早期に実現されるよう要望する。

- 1 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
- 2 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合などには、広域での対応を行うなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

衆議院議長 大島 理 森 殿  
参議院議長 伊 達 忠 一 殿  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
財務大臣 麻 生 太 郎 殿  
文部科学大臣 林 芳 正 殿  
経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿  
内閣官房長官 菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

## 地域の中小企業への支援充実を求める意見書

我が国の経済は、様々な構造変化に直面している。こうした中、持続的かつ実質的な経済成長を実現し続けるためには、経済の新陳代謝とイノベーションが不可欠であり、中小企業はその源泉である。現在、日本の企業の9割以上が中小企業で、全体の雇用の約7割を支えており、日本経済の担い手である中小企業が確実に活躍・発展できる環境を整備していくことが重要である。その一方で、中小企業は低い開業率、経営者の高齢化、人材不足、年金制度への不安等、多くの課題に直面している。ついては、国におかれては、競争力の高い中小企業や創業間もない企業への支援を一層充実するとともに、中小企業退職金共済への支援に取り組むよう、次の事項について強く要望する。

- 1 中小企業の育成・発展、雇用の維持・拡大に悪影響を与える外形標準課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- 2 小規模企業振興基本法等の理念の具体化を図る支援策の充実や、社会保険料事業主負担の軽減など、中小企業が正社員雇用を増やすための施策を実施すること。
- 3 中小企業憲章の理念の実践はもとより、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、ODA（政府開発援助）を活用した海外展開支援などを一元的に推進していくこと。
- 4 中小企業の生産性向上のため、研究開発、人材、ICT（情報通信技術）、デザインなど、ソフト面への支援を強化すること。
- 5 中小企業の企業年金の受け皿である中小企業退職金共済の充実へ向けて、市町村による補助制度創設を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

衆議院議長大島理森殿  
参議院議長伊達忠一殿  
内閣総理大臣安倍晋三殿  
財務大臣麻生太郎殿  
経済産業大臣世耕弘成殿  
内閣官房長官菅義偉殿

京都府議会議長 村田 正治